

茨城工業高等専門学校研究推進委員会規則

〔平成23年3月1日
制 定〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校における研究活動の推進及び創出知的財産権の評価、権利化手続並びに知的財産権のライセンスなどの推進を図るため、研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究活動の推進に関すること。
- (2) 茨城工業高等専門学校地域連携センター産学連携部門（以下「部門」という。）の管理運営の基本方針に関すること。
- (3) 地域連携センター規則（以下「規則」という。）第3条に規定する業務の計画に関すること。
- (4) 校長の諮問に応じ、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則第2条第4項に定める茨城工業高等専門学校の教職員等に係る同規則第2条第1項に定める発明等について、知的財産ポリシーの基本事項に沿った予備的な帰属の判断等に関すること。
- (5) 部門の予算に関すること。
- (6) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (7) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (8) その他、研究推進に必要な業務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（地域連携）
 - (2) 副地域連携センター長
 - (3) 地域連携センター社会連携部門長
 - (4) 地域連携センター産学連携部門長
 - (5) 研究重点教員
 - (6) 各系及び一般教養部（以下「各系等」という。）から選出された教員（前1号から4号に掲げる教員の当該各系等を除くことができる。） 各1人
 - (7) 総務課長
 - (8) 技術教育支援センターの技術職員 若干人
 - (9) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（地域連携）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副地域連携センター長がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校地域共同テクノセンター管理運営会議規則(平成13年6月21日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。